

電気の子メーターをご使用の方は有効期限の確認を i お知らせ

電気の子メーターとは、貸しビル・アパート等で、電気料金を各テナント等の使用量に応じて配分するために用いる、電気計器のことです。子メーターには計量法で有効期間が定められており、有効期限は、電気計器前面の丸形ラベルで確認できます。

有効期限を過ぎた子メーターは取り換える必要がありますので、最寄りの電気工事店や修理事業者にご相談ください。

※詳細は、近畿経済産業局ホームページまで
(<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9kaihatsu/keiryuu.html>)

関西地区証明用電気計器対策委員会事務局
☎06-6451-2355

STOP! 児童虐待 11月は「児童虐待防止推進月間」 i お知らせ

「189 ちいさな命に 待たなし」(「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待とは 身体を傷つけるものだけではありません。

- ・心理的虐待 暴言を吐く・無視をするなど
- ・ネグレクト 食事を与えず長時間放置するなど

「虐待かも…」と思ったら すぐにご連絡ください。

子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援することになります。

- ・秘密は守ります。
- ・匿名でも構いません。

24時間・365日対応
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189
子どもを守るホットライン
☎077-562-8996

子育て政策課 家庭児童相談室
☎69-2177 Fax 69-2298
中央子ども家庭相談センター
☎077-562-1121
Fax 077-565-7235

ご存知ですか 「法定相続情報証明制度」 i お知らせ

「法定相続情報証明制度」とは、亡くなられた方(被相続人)の相続人が法務局に戸籍謄本などの必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人は誰であるのかを証明する制度です。

登記手数料は無料です。面倒な相続手続きをより早く、より簡単に進めるために、「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

【利用のメリット】

相続登記や被相続人名義の預貯金の払戻し、相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍謄本一式を役所や銀行などに何度も出し直す必要がなくなります。

大津地方法務局甲賀支局
☎0771-62-0380(代表)

秋の火災予防運動 11月9日~15日 i お知らせ

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』~全国統一防火標語~

これからの時期は空気が非常に乾燥し、また、暖房器具など火の取り扱いが始まるため、全国的に火災が起りやすくなります。今一度、火災予防意識を高めましょう。

●火災による逃げ遅れを防ぐために
火災が寝ている間に発生した場合は、有毒な煙に襲われ意識を失い、逃げ遅れの原因となります。逃げ遅れを防ぐためには、住宅用火災警報器を正しい場所に設置するとともに、少なくとも年2回以上の点検を心がけましょう。

●正しい設置場所とは
「寝室」と「寝室が2階などにある場合はその階」に設置が必要です。

甲賀広域行政組合消防本部 予防課
☎63-7932 Fax 63-7940

全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間 i お知らせ

全国共通 「女性の人権ホットライン」
☎0570-070-810
※相談無料(通話料は除く)・秘密厳守

▶日時 11月18日(月)~24日(日) 8時30分~19時 (土日は10時~17時)

▶相談内容 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、女性の人権に関する問題

▶相談担当者 法務局職員、人権擁護委員
大津地方法務局人権擁護課
☎077-522-4673

市民課窓口業務の民間委託について i お知らせ

民間事業者の専門知識やノウハウを活用し、業務効率化と質の高い行政サービスを提供するため、市民課の業務の一部を民間業者に委託します。

このことによる受付内容の変更はありませんので、これまでどおりご利用いただけます。

▶委託開始 令和2年1月6日(月)~
▶委託業務 住民票、印鑑証明、戸籍、税証明等の受付発行、郵送業務等

市民課 戸籍住民係
☎69-2137 Fax 65-6338

「出張!なんでも鑑定団」が甲賀市にやって来る! i お知らせ

新甲賀市信楽伝統産業会館のオープンを記念し、あいこうか市民ホールでテレビ番組「出張!なんでも鑑定団 in 甲賀」の公開収録を行います。

あなたのとおきのお宝を鑑定してもらいませんか。時代、ジャンルは問いません。なお詳細は、本紙12月号および市ホームページに掲載する予定です。

▶日時 令和2年4月29日(水・祝)
商工労政課 商工労政係
☎69-2188 Fax 63-4087

期間中は入館無料 関西文化の日 i お知らせ

「関西文化の日」は、文化が息づく関西を広くアピールする機会と、11月の第3土・日曜は下記各館の入館料が無料(*印の館は通常も無料)になります。

▶無料期間 11月16日(土)・17日(日)

■水口歴史民俗資料館 スポット展示「十字形洋剣一水口レイピア(藤栄神社蔵)」(会期:令和2年1月29日(水)まで)
☎62-7141 Fax 63-4737

■水口城資料館 ☎63-5577

■みなくち子どもの森自然館 ☎63-6712 Fax 63-0466

■土山歴史民俗資料館* ☎66-1056 Fax 66-1067

■東海道伝馬館* ☎・Fax 66-2770

■甲南ふれあいの館* ☎・Fax 86-7551

■信楽伝統産業会館* ☎82-2345 Fax 82-2551

■くすり学習館* 企画展「山伏の祈りとくすり」(会期:令和2年3月29日(日)まで)
☎88-8110 Fax 70-3694

※関西文化の日の詳細は「[関西文化.com](http://www.kansaiunka.com)」ホームページまで
(<http://www.kansaiunka.com>)

上記各館

裁判所調停委員による調停手続相談会 i お知らせ

家庭内、親族、土地建物、借入債務、交通事故などのもめごとについて裁判所の調停委員が、調停で解決する手続きの相談に応じます。弁護士の委員も参加。

▶日時 11月13日(水)13時~17時
▶場所 水口社会福祉センター 福祉ホール
※申込不要(先着順)・相談無料・秘密厳守

滋賀調停協会 甲賀支部
☎090-5654-8803

消費税率引き上げに伴う上下水道料金の変更 i お知らせ

10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことにより、水道料金および下水道使用料等も、消費税相当額の増額となります。ご理解とご協力をお願いします。

経過措置により、新料金は、令和2年2月以降の請求分からとなります。(10月から上下水道の使用を開始されるなど12月請求分から10%適用になる場合もあります。)

■水道料金(2カ月につき) (消費税込み)

メーター口径	水量(m ³)	基本料金		超過料金(1m ³ につき)		
		現行料金(円)	新料金(円)	水量(m ³)	現行料金(円)	新料金(円)
13mm	20m ³ まで	2,786.40	2,838.00	1m ³ ~20m ³	183.60	187.00
20mm	20m ³ まで	6,847.20	6,974.00			

(合計金額の1円未満切捨て)
※25mm以上は市ホームページまたは、検針表裏面をご覧ください。

■下水道使用料等(2カ月につき) (消費税込み)

区分	汚水量(m ³)	基本料金		20m ³ を超える加算料金(1m ³ につき)		
		現行料金(円)	新料金(円)	汚水量(m ³)	現行料金(円)	新料金(円)
一般排水	0m ³ ~20m ³	2,674.08	2,723.60	21m ³ ~40m ³	143.64	146.30
				41m ³ ~60m ³	154.44	157.30
				61m ³ ~100m ³	164.16	167.20
				101m ³ ~200m ³	174.96	178.20
特定排水				201m ³ ~	184.68	188.10
公衆浴場排水	0m ³ ~600m ³	20,571.84	20,952.80	1,501m ³ ~	216.00	220.00

(合計金額の1円未満切捨て)

上下水道総務課 料金管理係 ☎69-2223 Fax 69-2295
上下水道料金お客様センター ☎69-2224

今年度40歳になられる方へ ~ピロリ菌検査のお知らせ~ i お知らせ

ピロリ菌は胃の粘膜に生息する細菌で、感染すると、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍、胃がんなどの疾患にかかりやすいと言われてい

ます。この機会に「ピロリ菌」の検査を受けてみませんか。

▶日時 令和2年3月末まで
▶場所 各医療機関
(健診(検診)カレンダー23・24ページ参照。予約の必要な医療機関があります。)
▶内容 問診・血液検査(ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査)
▶対象 40歳の方(昭和54年4月2日~昭和55年4月1日生) 検査対象外となる方がおられます。詳しくは、健診(検診)カレンダー17ページを参照。
▶受診料 3,000円

すこやか支援課 健康増進係
☎69-2168 Fax 63-4085